

令和7年4月1日

交付決定対象事業者の皆様へ

今治市役所産業振興課

交付決定後の手続きについて（今治市DX推進事業費補助金）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記の事項をご確認のうえ、適正な事務手続きをお願いいたします。

記

① 実績報告の提出について

事業完了後、実績報告書および必要書類を下記のとおりご提出ください。

【提出書類】（ア～オの順に並べて提出してください。）

ア 今治市DX推進事業費補助金実績報告書（別記様式第10号）

イ 事業報告書

ウ 申請者名義の振込口座がわかる通帳の写し等

エ 補助対象事業に係る費用についての支出を証する書類（下記A～Cについて）

A 支払い相手からの請求書の写し

B 銀行振込通知書等の写し（※1）

C 納品書の写し（※2）

※1 収受印のあるものまたは通帳の写し等支払いを行ったことがわかる書類（補助金対象経費の支払いが10万円以下の現金の場合、支払いの相手方、支払金額及び支払日が記載された領収書）

※2 検収日の記載があり、検収担当者の押印があるもの

オ 請求書

（留意事項）

- ・申請時に既に提出いただいた書類について、再度の提出は不要です。
- ・補助対象経費の支払日が、事業計画書に記載された事業開始日から事業終了日までの間の日付となっているかご確認ください。
- ・補助事業の完了とは、原則として、交付申請書に記した事業活動の完了とともに、設備投資や購入物品等の納品・検収・支払等の事業上必要な手続きが全て完了していることを指します。
- ・上記に加え、必要に応じ書類の提出を求める場合があります。

【提出期限】

補助金申請後に事業完了した場合・・・交付決定通知書受領後 30 日以内

補助金交付決定後に事業完了した場合・・・事業完了の日から起算して 30 日以内

【提出先】

次の宛先へ郵送もしくは市役所本庁 7 階の産業振興課・支所窓口へ直接ご提出ください。

〒794-8511 今治市別宮町一丁目 4 番地 1

今治市役所 産業振興課 産業振興係 宛

※郵送でご提出いただく場合、封筒に「今治市DX推進事業費補助金実績報告書 在中」と記載ください。

② 注意事項について（必ずご確認ください）

●補助対象経費の支払い方法について

補助対象経費の支払方法は銀行振り込みで行ってください。旅費や現金決済のみの取引を除き、1 件 10 万円超（税抜き）の支払いは、現金支払いは原則認められません。なお、小切手、手形、売掛金及び買掛金の相殺等による決済または、カード決済は原則認められません。

●事業内容及び対象経費の変更に関する届出について

次の(1)～(4)に該当する場合は、事前に今治市に「今治市DX推進事業費補助金変更承認申請書（別記様式第 7 号）」を提出し、変更の承認を受けなければなりません。

- (1) 補助対象事業者の名称、又は所在地を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の経費等の配分額の 20%を越える額を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了することができず、補助対象期間を変更しようとするとき。
- (4) その他市長が変更の申請が必要であると判断するとき。

●事業内容の廃止等に関する届出について

何らかの事由により、事業計画書に記載した事業を廃止する場合や交付条件に沿わなくなった場合、自ら辞退される場合は、事前に今治市役所産業振興課へご相談のうえ、「今治市DX推進事業費補助金廃止届出書（別記様式第 9 号）」を提出してください。

【注意】 事業内容の重大な変更など、変更が認められない場合もありますので、必ず事前に今治市産業振興課にご相談ください。（承認を得ずに変更した場合、補助金の交付決定が取り消される場合がありますので、予めご了承ください。）

●財産処分について

本補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等について、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄する場合、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過するまで、あらかじめ今治市の承認を受ける必要があります。

本補助金にて取得した設備等につきましては、今治市の承認なしに処分等されません
ようご注意ください。

今治市役所 産業部 産業振興課
産業振興係
〒794-8511
今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1
TEL 0898-36-1540(直通)
e-mail : sangyou@imabari-city.jp